

# 産業廃棄物処理施設維持管理記録

2019年 2月度

(対象期間 2019年2月1日 ~ 2019年2月28日)

## バイオマス焼却設備(利根川事業所)

### ①. 処分した産業廃棄物の種類及び数量

種類	数量(トン/月)
汚泥	2,622.1
廃プラスチック類	1.5
紙くず	5.6
木くず	7.3
廃油	0.1
合計	2,636.6

### ②. ばいじんの除去を行った年月日


### ③. 煙突から排出される排ガスの測定に関する事項

(1)排ガスを採取した位置	焼却炉煙突	
(2)排ガスを採取した年月日	2018年11月25日 2019年1月10日	
(3)測定の結果の得られた年月日	2019年1月10日 2019年2月12日	
(4)測定の結果		
項目	測定結果(単位)	基準値 <sup>※2,3</sup>
硫黄酸化物	0.01 (m <sup>3</sup> /h)	39.5 大防法
ばいじん	0.005 (g/m <sup>3</sup> ) <sup>※1</sup>	0.04 大防法
塩化水素	1 (mg/m <sup>3</sup> ) <sup>※1</sup>	700 大防法
窒素酸化物	130 (cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> (ppm)) <sup>※1</sup>	250 大防法
ダイオキシン類	0.00011 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> ) <sup>※1</sup>	0.1 特措法

※1: 酸素12%換算値

※2: 大防法→大気汚染防止法 特措法→ダイオキシン類対策特別措置法

※3: 硫黄酸化物については、設計上の排出量

## バイオマス焼却発電施設(八潮工場)

### ①. 処分した産業廃棄物の種類及び数量

種類	数量(トン/月)
汚泥	3,627.5
廃プラスチック類	7.8
紙くず	0.8
木くず	5.2
廃油	
合計	3,641.3

### ②. ばいじんの除去を行った年月日


### ③. 煙突から排出される排ガスの測定に関する事項

(1)排ガスを採取した位置	焼却炉煙突	
(2)排ガスを採取した年月日	2019年1月11日 2018年10月3日	
(3)測定の結果の得られた年月日	2019年1月21日 2018年11月12日	
(4)測定の結果		
項目	測定結果(単位)	基準値 <sup>※2,3</sup>
硫黄酸化物	0.03 (m <sup>3</sup> /h)	4.8 大防法
ばいじん	0.001 (g/m <sup>3</sup> ) <sup>※1</sup>	0.04 大防法
塩化水素	1 (mg/m <sup>3</sup> ) <sup>※1</sup>	200 条例
窒素酸化物	110 (cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> (ppm)) <sup>※1</sup>	180 条例
ダイオキシン類	0.016 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> ) <sup>※1</sup>	0.1 特措法

※1: 酸素12%換算値

※2: 大防法→大気汚染防止法 特措法→ダイオキシン類対策特別措置法

※3: 硫黄酸化物については、設計上の排出量

## 産業廃棄物焼却設備(尼崎工場)

### ①. 処分した産業廃棄物の種類及び数量

種類	数量(トン/月)
汚泥	1,292.0
廃プラスチック類	213.1
紙くず	
木くず	
廃油	
合計	1,505.1

### ②. ばいじんの除去を行った年月日

2018年5月2日	
2018年8月14日	
2018年12月28日	

### ③. 煙突から排出される排ガスの測定に関する事項

(1)排ガスを採取した位置	排気筒	
(2)排ガスを採取した年月日	2018年11月15日 2018年8月6日	
(3)測定の結果の得られた年月日	2018年11月20日 2018年9月10日	
(4)測定の結果		
項目	測定結果(単位)	基準値 <sup>※2,3</sup>
硫黄酸化物	0.0128未満 (m <sup>3</sup> /h)	1.39 大防法
ばいじん	0.013 (g/m <sup>3</sup> ) <sup>※1</sup>	0.15 大防法
塩化水素	3.9未満 (mg/m <sup>3</sup> ) <sup>※1</sup>	700 大防法
窒素酸化物	54 (cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> (ppm)) <sup>※1</sup>	250 大防法
ダイオキシン類	0.072 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> ) <sup>※1</sup>	5 特措法

※1: 酸素12%換算値

※2: 大防法→大気汚染防止法 特措法→ダイオキシン類対策特別措置法

※3: 硫黄酸化物については、設計上の排出量